

報告第3号

令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出
三宅町長 森田浩司

令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算に関する専決処分書

令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算は、農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年 3月31日
三宅町長 森田 浩司

令和7年度

三宅町一般会計
第8回補正予算書

令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算

令和7年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,450千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,006,951千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年 3月31日専決
三宅町長 森田浩司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	725,222	7,450	732,672
	2 国庫補助金	417,867	7,450	425,317
	歳 入 合 計	4,999,501	7,450	5,006,951

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	農林水産業費	125,636	7,450	133,086
	1 農業費	124,842	7,450	132,292
	歳 出 合 計	4,999,501	7,450	5,006,951

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	千円 7,450
合 計			7,450

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	725,222	7,450	732,672
歳入合計	4,999,501	7,450	5,006,951

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	千円 125,636	千円 7,450	千円 133,086
歳 出 合 計	4,999,501	7,450	5,006,951

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金 7,450千円
 2 項 国庫補助金 7,450千円

目	補正前の額	補 正 額	計
4 農林水産業補助金	千円 43,950	千円 7,450	千円 51,400
計	417,867	7,450	425,317

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業補助金	千円 7,450	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	千円 7,450

3 歳 出

6 款 農林水産業費

7,450千円

1 項 農業費

7,450千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 農地費	千円 90,571	千円 7,450	千円 98,021	千円 7,450	千円	千円	千円
計	124,842	7,450	132,292	7,450	0	0	0

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 7,450	事業関係委託料	千円 7,450